

徳島県告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十五日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

19	整理番号	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
和佐	阿南鷲敷日	阿南市十八女町大屋五六番一 地先から	同 地先まで	一三〇・〇	令和七年四月十五日